

# 土地改良施設の適切な保全管理を支援します

## 土地改良区体制強化事業



## 土地改良区体制強化事業

水土里ネット鹿児島では

“定期診断・要請診断”等を通じて

農業水利施設の長寿命化への取り組み  
(事業化)を推進します。

定期診断：基幹的な農業水利施設を定期的に診断を行う。  
要請診断：管理者等の要請に応じて、診断・管理指導を行う。  
施設相談：土地改良施設の管理等に関する相談を行う。



- ・老朽化した施設の整備内容、事業化の時期を検討します。
- ・施設の実情に応じて、最適な事業を提案します。

## 土地改良施設維持管理適正化事業

揚水機場・排水機場の施設のポンプ・電動機・エンジン他、用排水路の補修、ダム、頭首工及び水門のゲートの塗装他、ため池の土砂浚渫、畑かん施設等の整備・補修ができます。

- ・事業費は、1地区200万円以上
- ・令和4～8年の5年間のいずれかの年度に工事実施。

内容等	積立期間	補助率	加入者 拠出金	拠出金以外 の自己負担
適正化事業	5年	国30% 県30%	30%	10% ※

※工事実施年度に加入事業費の90%の額が、全土連から県土連を通じて事業主体（土地改良区等）に交付されます。  
残りの10%に相当する額は、事業主体の負担となります。

## 水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）

団体営事業等で造成された施設の機能保全計画に基づく対策工事を実施できます。（受益面積10ha以上）

- ・事業採択に向けて、計画書作成を支援します。
- ・事業採択後、対策工事の設計・積算業務を支援します。

## 土地改良施設維持管理適正化事業 実施事例

### 1. 揚水機場の整備・補修

- ・揚水機(ポンプ等)の補修・改修
- ・排水機(ポンプ・除塵機等)の補修
- ・電気設備の補修

### 2. ダム・頭首工・水門の整備・補修

- ・ダム電気設備の補修
- ・頭首工の補修(ゲート塗装・水密ゴム交換等)
- ・水門の補修

### 3. ため池の整備・補修

- ・斜樋・底樋の補修、堤体の補修
- ・堆積土砂の浚渫
- ・安全設備(ネットフェンス等)の改修

### 4. 用排水路の整備・補修

- ・開水路・管水路の補修(全線対象)
- ・開水路・管水路の改修(一部区間)

### 5. 畑かん施設の整備・補修

- ・水管橋の補修(塗装・点検歩廊の取替等)
- ・制水弁・空気弁・減圧弁の補修
- ・ファームポンドの補修
- ・畑かん施設の電気設備の補修

### 6. 設備改善

- ・災害未然防止その他保安上、または設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる附属設備の増設・新設

- (1)観測用設備(雨量計・水位計等)
- (2)通報用設備(無線機等)
- (3)流木処理用設備(防塵装置等)

## 整備事例



問い合わせは、事業部農村整備課または最寄りの事務所・支部まで